

# 保税蔵置場等保管規則

(平成6年4月1日実施)

(令和5年1月1日改訂、令和5年2月1日実施)

株式会社辰巳商会

# 保税蔵置場等保管規則

## 第1条(本規則の適用)

株式会辰巳商会（以下「当会社」という）の保税蔵置場等における貨物の荷さばき又は蔵置に関しては、本規則によるものとし、利用者はこれを承諾したものとみなす。

- 2 本規則に定めのない事項については、当会社の倉庫寄託約款・港湾運送約款・国土交通省が定める各運送の標準約款、関税法・港湾運送事業法・国際物品海上運送法その他の法令及び慣習による。

## 第2条(定義)

本規則において、貨物とは、輸出しようとする貨物、外国貨物、税関長の輸入許可を受けた貨物、内国貨物その他の貨物のことをいう。

- 2 本規則において、保税蔵置場等とは、輸出しようとする貨物、外国貨物、税関長の輸入許可を受けた貨物の荷さばき又は蔵置のための施設であり、関税法第29条に定める指定保税地域及び保税蔵置場をいう。

## 第3条(貨物の取扱)

保税蔵置場等における貨物の搬入、搬出その他の取扱は、税関、その他の行政機関の指導に従って当会社がこれを行うものとする。ただし、当会社の責任の下に他の者がこれを行うことができる。

- 2 やむを得ない事由により、利用者の承諾を得ないで、当会社の費用で他の倉庫業者に貨物を再保管したときは、当会社の責任の下に再保管先の倉庫業者がこれを行うことができる。

## 第4条(火災保険)

当会社は、利用者から特別な申し出がない限り、運送契約に基づき一時保管している貨物については火災保険その他の保険を付けない。ただし、当会社の倉庫寄託約款第32条に基づく受寄物については、この限りではない。

## 第5条(責任の始期及び終期)

当会社の貨物に関する責任は、保税蔵置場等に搬入された時またはその場所において輸送用具から貨物の荷卸しを開始した時のいずれか早い時に始まり、貨物が保税蔵置場から搬出された時または輸送用具へ貨物の積込が終了した時のいずれか遅い時に終わる。

- 2 当社は、貨物を搬出した後は、何らかの事由により貨物が構内に残存する場合であっても、その保管の責任を負わない。

## 第6条(賠償責任)

当社が利用者に対して賠償の責任を負う損害は、当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限る。

- 2 前項の場合に当社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。
- 3 前項に基づき、当社の故意又は過失により利用者の貨物の滅失、毀損、濡損又は紛失(以下、総称して「滅失等」という)が生じたことを立証した場合に限り、貨物の価額を限度として利用者に対して賠償するものとする。

## 第7条(損害額の算定)

損害額を算定する時の貨物の価額は、輸出又は輸入のために税関長に提出した申告書に記載された価格とし、当該申告書を提出していない場合には、インボイスその他当社の指定する書面に記載された価格とする。当社の指定する書面がない場合は、仕入れ価格とする。ただし、当該価格が一般的に流通する同種、類似の貨物の価格と著しく乖離している場合は、当社の調査により損害額を算定する場合がある。

## 第8条(責任の限度)

運送契約に基づき、一時保管している貨物の責任は、貨物の価額を限度とする。  
この場合の貨物の価格の算定は前条によるものとする。

## 第9条(免責事項)

次の損害については、当社はその責任を負わない。

- (1) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、事変、爆発、戦争、事変、暴動、強盗、労働争議、鼠害、虫害、貨物の性質若しくは欠陥、荷造りの不完全、動物の行状、行為、状態、性質、癖、その他抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害。
- (2) 第7条及び前条の規定により決定された損害を補額を超える損害及び利用者から特別な申し出がなく火災保険を付けなかった貨物の火災による損害

## 第10条(外国貨物の蔵置期間)

指定保税地域における外国貨物の搬入から搬出までの期間は1ヶ月とする。

保税蔵置場における外国貨物の搬入から搬出までの期間は3ヶ月とする。ただし、搬入から3ヶ月を超えて蔵置しようとするときは、利用者は当会社に延長の申し入れをし、当社が税関長の承認を得てから2年間蔵置することが可能になる。

- 2 前項の期間を経過しても外国貨物を搬出しないときは、税関長が当該貨物を収容することがあるほか、当社は税関に対し所定の手続をしたのち、利用者の危険及び費用で、当該外国貨物の廃棄又は滅却等の措置を講じることがある。

#### 第11条（関税等の提供）

蔵置している外国貨物が廃棄又は滅失等し、又は滅却され関税の納付を要するときは、利用者は遅滞なく当該貨物に対する関税等に相当する金額を当社へ支払わなければならない。

#### 第12条（準用条項）

この規程に定める事項は、国外の保税蔵置場等に相当する施設、国内外を問わず保税蔵置場等以外の港湾運送上屋、一時保管の用に供される保管庫その他の保管施設で、貨物を保管する場合にも準用される。